



〒771-1302
板野郡上板町七条字経塚42

No. KAA00177
平成 30年 11月 22日

上板町 水道課

殿

水道法に基づく厚生労働省登録検査機関
登録番号 第53号
〒770-8532 徳島市市洲町北三丁目58-1
TEL 088(655)1112 FAX 088(655)3130
一般社団法人徳島県薬剤師会
会長 水口 和生



浄水水質検査結果報告書

依頼者名	上板町 水道課		受付年月日	平成 30年 11月 13日		
水道名又は業務名	上板町上水道		採取年月日	平成 30年 11月 13日		
採水場所	上板町水道課		天候	曇	気温	13.0℃
水源の名称	混合	<種別> 水道施設 (浄水)	候	曇	水温	18.0℃
採水者氏名	河村 禎浩		<所属> 一般社団法人徳島県薬剤師会			
検査項目	単位	検査結果	検査項目	単位	検査結果	
一般細菌数	個/mL	0	トリクロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	
大腸菌	—	不検出	プロモジクロロメタン	mg/L	0.0004	
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	プロモホルム	mg/L	0.0007	
水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	
セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	
鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.01 未満	
ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	
六価クロム及びその化合物	mg/L	0.005 未満	銅及びその化合物	mg/L	0.02	
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.4	
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	△ 3.08	塩化物イオン	mg/L	7.4	
フッ素及びその化合物	mg/L	0.07	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	△ 84.4	
ホウ素及びその化合物	mg/L	0.03	蒸発残留物	mg/L	△ 136	
四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.0002 未満	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	
ジクロロメタン	mg/L	0.0002 未満	非イオン界面活性剤	mg/L	0.002 未満	
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0002 未満	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	
トリクロロエチレン	mg/L	0.0002 未満	有機物(全有機炭素TOCの量)	mg/L	0.3 未満	
ベンゼン	mg/L	0.0002 未満	pH値	—	6.77	
塩素酸	mg/L	0.06 未満	味	—	異常なし	
クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	臭気	—	異常なし	
クロロホルム	mg/L	0.0002 未満	色度	度	1 未満	
ジクロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	濁度	度	0.1 未満	
ジブromクロロメタン	mg/L	0.001	残留塩素	mg/L	0.32	
臭素酸	mg/L	0.001 未満	— 以下余白 —			
総トリハロメタン	mg/L	0.0021				
判定	上記項目につき水質基準に適合					
検査期間	平成 30年 11月 13日 ~ 平成 30年 11月 22日					
検査方法	厚生労働省告示第261号による					
備考						

注) △印が結果値の左に表示されている場合は基準値の10分の2を超えることを示す。

<参考資料>

厚生省令第101号(平成15年5月30日)による水質検査項目

	項目名	定量下限値	基準値	検査方法
1	一般細菌	—	100 個 /mL 以下	別表第1 標準寒天培地法
2	大腸菌	—	検出されないこと	別表第2 特定酵素気質培地法
3	カドミウム及びその化合物	0.0003	0.003 mg/L 以下	別表第6 ICP-MS 法
4	水銀及びその化合物	0.00005	0.0005 mg/L 以下	別表第7 還元気化-原子吸光光度法
5	セレン及びその化合物	0.001	0.01 mg/L 以下	別表第6 ICP-MS 法
6	鉛及びその化合物	0.001	0.01 mg/L 以下	別表第6 ICP-MS 法
7	ヒ素及びその化合物	0.001	0.01 mg/L 以下	別表第6 ICP-MS 法
8	六価クロム化合物	0.005	0.05 mg/L 以下	別表第6 ICP-MS 法
9	亜硝酸態窒素	0.004	0.04 mg/L 以下	別表第13 イオンクロマトグラフ法(陰イオン)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001	0.01 mg/L 以下	別表第12 イオンクロマトグラフ-ホストラム吸光光度法
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.02	10 mg/L 以下	別表第13 イオンクロマトグラフ法(陰イオン)
12	フッ素及びその化合物	0.05	0.8 mg/L 以下	
13	ホウ素及びその化合物	0.01	1.0 mg/L 以下	別表第6 ICP-MS 法
14	四塩化炭素	0.0002	0.002 mg/L 以下	別表第14 PT-GC-MS 法
15	1,4-ジオキサン	0.005	0.05 mg/L 以下	別表第14 PT-GC-MS 法
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.0002	0.04 mg/L 以下	別表第14 PT-GC-MS 法
17	ジクロロメタン	0.0002	0.02 mg/L 以下	
18	テトラクロロエチレン	0.0002	0.01 mg/L 以下	
19	トリクロロエチレン	0.0002	0.01 mg/L 以下	
20	ベンゼン	0.0002	0.01 mg/L 以下	
21	塩素酸	0.06	0.6 mg/L 以下	別表第16の2 イオンクロマトグラフ法
22	クロロ酢酸	0.002	0.02 mg/L 以下	別表第17 溶媒抽出-GC-MS 法
23	クロロホルム	0.0002	0.06 mg/L 以下	別表第14 PT-GC-MS 法
24	ジクロロ酢酸	0.002	0.03 mg/L 以下	別表第17 溶媒抽出-GC-MS 法
25	ジブロモクロロメタン	0.0002	0.1 mg/L 以下	別表第14 PT-GC-MS 法
26	臭素酸	0.001	0.01 mg/L 以下	別表第18 イオンクロマトグラフ-ホストラム吸光光度法
27	総トリハロメタン	0.0002	0.1 mg/L 以下	クロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムごとに22の項、24の項、28の項、及び29の項に掲げる方法
28	トリクロロ酢酸	0.002	0.03 mg/L 以下	別表第17 溶媒抽出-GC-MS 法
29	ブロモジクロロメタン	0.0002	0.03 mg/L 以下	別表第14 PT-GC-MS 法
30	ブロモホルム	0.0002	0.09 mg/L 以下	
31	ホルムアルデヒド	0.008	0.08 mg/L 以下	別表第19 溶媒抽出-誘導体化-GC-MS 法
32	亜鉛及びその化合物	0.01	1.0 mg/L 以下	別表第6 ICP-MS 法
33	アルミニウム及びその化合物	0.01	0.2 mg/L 以下	
34	鉄及びその化合物	0.03	0.3 mg/L 以下	
35	銅及びその化合物	0.01	1.0 mg/L 以下	
36	ナトリウム及びその化合物	0.1	200 mg/L 以下	
37	マンガン及びその化合物	0.001	0.05 mg/L 以下	
38	塩化物イオン	0.2	200 mg/L 以下	別表第13 イオンクロマトグラフ法(陰イオン)
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1.0	300 mg/L 以下	別表第6 ICP-MS 法
40	蒸発残留物	1	500 mg/L 以下	別表第23 重量法
41	陰イオン界面活性剤	0.02	0.2 mg/L 以下	別表第24 固相抽出-高速液体クロマトグラフ法
42	ジェオスミン	0.000001	0.00001 mg/L 以下	別表第25 PT-GC-MS 法
43	2-メチルイソボルネオール	0.000001	0.00001 mg/L 以下	
44	非イオン界面活性剤	0.005	0.02 mg/L 以下	別表第28の2 固相抽出-HPLC 法
45	フェノール類	0.0005	0.005 mg/L 以下	別表第29 固相抽出-誘導体化-GC-MS 法
46	有機物(全有機炭素 TOC の量)	0.3	3 mg/L 以下	別表第30 全有機炭素計測定法
47	pH 値	—	5.8 以上 8.6 以下	別表第31 ガラス電極法
48	味	—	異常でないこと	別表第33 官能法
49	臭気	—	異常でないこと	別表第34 官能法
50	色度	—	5 度以下	別表第36 透過光測定法
51	濁度	—	2 度以下	別表第41 積分球式光電光度法